

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、令和4年9月5日付け京都市達都住政第16号により以下のとおり命令しましたので、法第14条第11項及び京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和4年9月5日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の氏名及び住所

野原 政吾

京都市伏見区桃山町大島38番地2 5-504

2 当該特定空家等の所在地

京都市北区衣笠赤阪町1番29

3 管理不全状態の内容

当該特定空家等は、法第2条第2項に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」及び「周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」である空家等であり、なおかつ、屋根や外壁の崩落など、劣化は著しく進行しており、倒壊や強風による建築部材の飛散などにより、周辺住民へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

ア 当該特定空家等のうち、「母屋」の除却又はこれに相当する措置

イ 当該特定空家等の「附属物置及びブロック塀」の修繕

(2) 措置の期限

令和4年11月7日

(都市計画局住宅室住宅政策課)